

平成 29 年度

高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)育成事業実施要領

目 次

1. 高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)について・・・1
2. 資格要件・・・1
3. 県が実施する研修について・・・2
4. 口述試験について・・・5
5. 登録及び登録料について・・・6
6. 研修申込書及び口述試験申込書提出先・・・6
7. 問い合わせ先・・・6

※本実施要領のうち、特に記載のないものについて、8月から12月までは平成29年の日時、1月から3月までは平成30年の日時をさします。

1. 高野・熊野特区通訳案内士（和歌山県版通訳ガイド）について

(1) 制度概要

和歌山県では、平成24年度から有償で高野・熊野地域を案内できる特区通訳案内士登録制度を設けています。

従来、報酬を得て、通訳案内（外国人観光客に付き添い、外国語で旅行に関する案内をすること）を行うためには、「通訳案内士」の登録が必要（注）でしたが、高野・熊野地域では、以下の資格要件を満たし、和歌山県に登録することによって有償で英語、フランス語、スペイン語及び中国語を用いて通訳案内を行うことができます。

注：平成29年6月2日に「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が公布され、今後法律が施行されると、登録がなくても有償により通訳案内を行うことが可能となります。

(2) 名称

地域限定特例通訳案内士（通称「高野・熊野特区通訳案内士」）と言い、県に登録をした者が報酬を得て、通訳案内ができます。

(3) 地域

高野・熊野地域とは、橋本市、田辺市、新宮市、かつらぎ町、九度山町、高野町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町及び串本町を言います。

2. 資格要件

次に掲げる(1)～(4)の要件を満たす者は、高野・熊野特区通訳案内士となる資格を有します。なお、資格を有する者は、「5. 登録及び登録料について」に記載の手順により登録を行うことによって、高野・熊野特区通訳案内士となります。

(1) 語学

各言語において、掲げる要件を満たす語学力を有すること

注1：1年度において口述試験を受験できる言語は1つになりますので、英語、フランス語、スペイン語、中国語から1つを選択すること

注2：下記の各試験に合格していない者であっても、研修を受講できます。ただし、口述試験申込期間までに合格しておく必要があります。

ア 英語

次のいずれかの要件を満たす語学力を有すること

I TOEIC750点以上を取得していること

II 英検準1級以上に合格していること

III 英検2級に合格した者で、県の実施する英会話の研修（10時間（全2日））を受講していること（→研修の詳細は「3. 県が実施する研修について」をご覧ください）

注：上記TOEICの点数取得、英検2級又は英検準1級の合格は、平成29年4月1日以降のものであること

イ フランス語

実用フランス語技能検定試験2級以上に合格していること

注：上記実用フランス語技能検定試験2級以上の合格は、平成27年4月1日以降のものであること

ウ スペイン語

スペイン語技能検定3級以上に合格していること

注：上記スペイン語技能検定3級以上の合格は、平成27年4月1日以降のものであること

エ 中国

中国語検定試験2級以上に合格していること

注：上記中国語検定試験2級以上の合格は、平成27年4月1日以降のものであること

オ その他

ア～エのいずれかを母語とする者については、日本語能力試験N2以上に合格していること

注：上記日本語能力試験N2以上の合格は、平成27年4月1日以降のものであること

(2) 県が実施する研修の受講

(→研修の詳細は「3. 県が実施する研修について」をご覧ください)

ア 語学(英語) 10時間(全2日)

英検2級に合格した者又は合格が見込まれる者が対象

注1:(1)アⅠ又は(1)アⅡの要件を満たす者は対象外だが、希望すれば受講することは可能です。

注2:過年度に県が実施した語学研修修了者であっても今年度に再度本研修を受講する必要があります。

注3:フランス語、スペイン語及び中国語の語学研修はありません。

イ コミュニケーション・ホスピタリティ 2時間(全1日)

ただし、平成27年度以降に県が実施したコミュニケーション・ホスピタリティ研修修了者は、本研修を免除することができますので申し出て下さい。

ウ 世界遺産地区の地理・歴史 10時間(全2日)

ただし、平成27年度以降に県が実施した世界遺産地区の地理・歴史研修修了者は、本研修を免除することができますので申し出て下さい。

エ 旅程管理 10時間(全2日)

ただし、平成27年度以降に県が実施した旅程管理研修修了者は、本研修を免除することができますので申し出て下さい。

なお、平成8年4月以前に一般旅行業務取扱主任者試験又は国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者、旅程管理業務を行う主任者に対して旅行業者が発行する主任者証(口述試験日において現に効力を有するものに限る。)を有する者及び口述試験の日の属する月の3年前の日以降に旅行業法第12条の11第1項の規定による旅程管理研修の課程を修了した者は、本研修を免除することができますので申し出て下さい。

オ 現場実習 20時間(全4日)以上

ただし、平成27年度以降に県が実施した現場実習受講者は、受講日数分の受講を免除することができますので申し出て下さい。

(3) 県以外の者が実施する研修の受講

カ 普通救命講習

日本赤十字社、消防機関又は市町村等が実施する救命講習を3時間以上受講していること。ただし、医師法に規定する医師免許証、保健師助産師看護師法に規定する看護師免許証及び救急救命法に規定する救急救命士免許証を有するものは、本研修を修了しているものとみなすことができますので申し出て下さい。なお、県内の消防機関が実施する普通救命講習については、それぞれ所管する市町の消防本部に問いあわせて受講願います。

注:普通救命講習の受講は、平成28年4月1日以降のものであること

(4) 口述試験の合格(→口述試験の詳細は「4. 口述試験について」をご覧ください)

県が実施する外国語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力等を測定する口述試験に合格すること

(5) 高野・熊野特区通訳案内士(英語)既登録者の免除について

すでに高野・熊野特区通訳案内士(英語)に登録されている者で、他の言語(フランス語、スペイン語、中国語)での資格取得を目指す者は、上述の「(2) 県が実施する研修の受講」及び「(3) 県以外の者が実施する研修の受講」の要件を免除します。2/26(月)~3/9(金)に高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)効果測定(口述試験)申込書を提出願います。「高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)資格研修申込書」は提出不要です。

3. 県が実施する研修について

(1) 研修受講の申込期間

8/1(火)~8/31(木)

(2) 申込方法等

別添の「高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)資格研修申込書」により、県庁観光交

流課まで E-mail、郵送又は FAX にて申込願います。直接、持参しても構いません。郵送の場合は、8/31(木)当日消印有効です。また、E-mail 又は FAX の場合は送信後、問い合わせ先へ電話連絡願います。なお、定員は先着順100名程度とし、申込をお断りさせていただく場合があります。

(3) 受講料等

受講料は無料です。ただし、研修会場までの交通費、駐車料金等は自己負担となります。なお、昼食は各自持参願います。

(4) 研修スケジュール

上述の「2. (2) 県が実施する研修」中の研修のうち、「ア 語学(英語)」「イ コミュニケーション・ホスピタリティ」「ウ 世界遺産地区の地理・歴史」「エ 旅程管理」については「(研修スケジュールA)」を、「オ 現場実習」については「(研修スケジュールB)」をご確認下さい。

(研修スケジュールA)

研修名	研修日 (紀北会場 (注1))	研修日 (紀南会場 (注2))	研修 時間	補 足
2. (2) ア 語学(英語) 10時間(全2日)	11/18(土)、 19(日) ※土日でセット の研修です	12/16(土)、 17(日) ※土日でセット の研修です	10時～ 16時	・紀北会場、紀南会場いずれかの会場で受講下さい。
2. (2) イ コミュニケーション・ホスピタリティ (オリエンテーションも含む) 2時間30分(全1日)	9/16(土)	9/17(日)	9時30分～12時	・紀北会場、紀南会場いずれかの会場で受講下さい。
2. (2) ウ 世界遺産地区の地理・歴史 10時間(全2日)	9/23(土)、 24(日) ※土日でセット の研修です	10/28(土)、 29(日) ※土日でセット の研修です	10時～ 16時	・紀北会場、紀南会場いずれかの会場で受講下さい。
2. (2) エ 旅程管理 10時間(全2日)	10/7(土)、 10/22(日) ※土日でセット の研修です	11/25(土)、 26(日) ※土日でセット の研修です	10時～ 16時	・紀北会場、紀南会場いずれかの会場で受講下さい。

(注1) 紀北会場

「和歌山県民文化会館 6階 特別会議室B」

住所：和歌山市小松原通一丁目1番地 電話：073-436-1331

(注2) 紀南会場

「和歌山県立情報交流センター-Big・U 研修室4」

住所：田辺市新庄町3353-9 電話：0739-26-4111

(研修スケジュールB)

研修名	研修場所と研修日	集合場所と集合時間	補 足
2. (2) 才 現場実習 20時間(全4日) 以上	①高野Ⅰ 12/2(土) (壇上伽藍、金剛峯寺等)	JR 和歌山駅東口 (8:15)	<ul style="list-style-type: none"> ・左の①から⑧までの研修のうち、4つ(4日間)以上を選択して、受講下さい。ただし、高野エリア及び熊野エリアからそれぞれ少なくとも1つ選択して下さい。 ・研修毎に、集合場所及び集合時間が決まっていますので、いずれかの集合場所に時間厳守で集合願います。集合場所からは県手配の送迎バスにご乗車頂きます。 ・④の滝尻王子の地点はバスの降車地であり、研修のスタート地点となります。
	②高野Ⅱ 12/9(土) (苅萱堂、奥の院等)	那賀総合庁舎 (駐車場) (8:50)	
	③高野Ⅲ 1/7(日) (慈尊院、丹生官省府神社、丹生都比売神社等)	九度山町文化センターの西側 駐車場(10:00)	
	④熊野古道Ⅰ 12/10(日) (滝尻王子～高原熊野神社、高原霧の里等)	JR 和歌山駅東口 (8:15) 西牟婁総合庁舎 (駐車場) (9:45) 滝尻王子(熊野古道館駐車場) (10:20)	
	⑤熊野古道Ⅱ 1/13(土) (牛馬童子口～近露王子～継桜王子～野中の清水等)	JR 和歌山駅東口 (8:15) 西牟婁総合庁舎 (駐車場) (9:45) 近露王子公園 (駐車場) (10:40)	
	⑥熊野古道Ⅲ 1/20(土) (発心門王子～水呑王子～伏拝王子～熊野本宮大社等)	JR 和歌山駅東口 (7:45) 西牟婁総合庁舎 (駐車場) (9:15) 熊野本宮館 (駐車場) (10:30)	
⑦熊野古道Ⅳ 2/3(土) (神倉神社～熊野速玉大社～阿須賀神社～高野坂等)	JR 和歌山駅東口 (7:15) 西牟婁総合庁舎 (駐車場) (8:45)		
⑧熊野古道Ⅴ 2/4(日) (補陀洛山寺、大門坂～熊野那智大社、青岸渡寺～那智の滝等)	東牟婁総合庁舎 (駐車場) (10:45)		

(5) 注意事項

- ・それぞれの研修において、遅刻又は途中退席の場合には修了とみなされない場合があります。
- ・それぞれの研修実施後、研修修了者に対して郵送にて修了証書を送付します。なお、現場実習の修了証は、20時間(全4日)受講した後に発行します(1日の研修(5時間)毎には修了証を発行しません)。
- ・県が実施する研修のうち、「2. (2) ア 語学(英語)」以外の研修の受講の記録については、3年間有効で、高野・熊野特区通訳案内士になるための資格要件の一つとして活用することができます。
- ・研修を申込頂いた後に、県から改めて研修のご連絡はしませんので、研修を受講される方は、研修時間又は集合時間の10分前までに、遅れないように研修会場又は集合場所へお集まり願います。
- ・現場実習は、屋外の研修となります。熊野古道を実際に数時間かけて歩く場合もあり、天候の急変等も考えられます。保険等への加入はしておりませんので、参加に当たっては体調管理に十分気を付けて頂くとともに、当日の服装や携帯品については、自ら考えて参加願います。
- ・申込書には、申込時点の受講予定をご記入いただきますが、受講場所を変更する場合は、県からの研修業務委託先の近畿日本ツーリスト株式会社和歌山支店まで連絡願います。(会場等の都合により、変更できない場合もあります。) E-mail : koyakumano@or.knt.co.jp

4. 口述試験について

(1) 口述試験の申込期間

2/26(月)～3/9(金)

(2) 申込方法

- ・口述試験は、「2. 資格要件(1)～(3)」を満たした者のみ申込ができます。
- ・別添の「高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)効果測定(口述試験)申込書」に記入し、写真(縦3cm・横2.5cm、最近6ヶ月以内に撮影、無帽、上半身、正面、無背景)を貼付した上で、次の必要書類を添えて、県庁観光交流課までに郵送か直接持参願います。3/9(金)必着です。

<必要書類>

次の各書類の写し

1. コミュニケーション・ホスピタリティ研修修了証書
2. 世界遺産地区の地理・歴史研修修了証書
3. 旅程管理研修修了証書
4. 現場実習修了証書
5. 普通救命講習修了証
- ※ 高野・熊野特区通訳案内士(英語)既登録者は、1～5の代わりに地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証又は地域限定特例通訳案内士登録証の写しを提出願います。
6. 語学研修修了証書(英検2級の方のみ)
7. TOEICの公式認定書若しくは各語学試験の合格証明書

(3) 試験受験料

受験料は無料です。ただし、口述試験会場までの交通費・駐車料金等は自己負担となります。

(4) 口述試験の内容

1人あたり10分程度の面接形式とし、研修の理解度のほか、外国語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力を測定します。

(5) 口述試験の日時及び試験会場(受付場所)

- ・日時は、3/17(土)10:00～17:00の予定ですが、受験者には3/14(水)頃、別途受験時刻(集合時刻)を連絡します。
- ・口述試験当日、受付において本人確認をしますので、運転免許証等の身分証明書を必ず持参願います。
- ・口述試験時には何も携行できません。カバン等は口述試験会場内に机がありますのでその上に置いて試験を受けて下さい。
- ・口述試験の試験会場(受付場所)は次のとおりです。

「和歌山県民文化会館」

住所：和歌山市小松原通一丁目1番地 電話：073-436-1331

(6) 合格発表

口述試験受験者あて、郵送で通知します。

5. 登録及び登録料について

- ・口述試験に合格した者は、県に申請して登録を受けることにより、有償で高野・熊野地域を通訳案内ができます。口述試験に合格しても登録を受けない場合には、高野・熊野特区通訳案内士となりませんので、ご注意下さい。
- ・登録の申請をされる方は、別途手数料（5千円）が必要となります。詳細については、別途お知らせいたします。

※登録を受けた者は、有償で通訳ガイド活動ができることとなりますが、県がガイド業務の斡旋を行うものではありません。

6. 研修申込書及び口述試験申込書提出先

住所：640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁観光交流課環境づくり班

E-mail：e0625001@pref.wakayama.lg.jp

FAX：073-427-1523 (FAX送信後は確認のため、電話：073-441-2787 まで連絡願います。)

7. 問い合わせ先

和歌山県観光交流課環境づくり班

電話：073-441-2787

研修申込み後受講場所変更等の連絡先

近畿日本ツーリスト和歌山支店

E-mail：koyakumano@or.knt.co.jp